

フランス政府の低利資金融通制度と

預金供託金庫 (一)

小川 福太郎

一 序 言

私は他の機會に於て我が大藏省預金部に類似するフランスの預金供託金庫に就いて、其の沿革・組織・資金の源泉並びに運用の方面等の一斑を述べ、此の金庫が國營の貯蓄並びに各種の社會事業資金の集中機關であり、一面には之等多方面より集中せる莫大なる資金を運用することに依つて、此の金庫が國債其他の投資機關、又近年に於ては短期金融市場への資金供給機關として特に重要な地位を占めてゐることを見たのであるが、此處には更に、此の金庫よりの借入金をば主たる財源とせるフランス政府の低利資金融通制度を紹介し、其の融通制度を通じて、預金供託金庫の資金運用の一方面を窺ふこととする。之れ亦、我國に於ける低利資金の主たる供給機關たる大藏省預金部の融通制度との比較研究上の一資料となるものと考へる。

(1) 「フランスの預金供託金庫と短期金融市場」(銀行研究、第三十二卷第一號、昭和十二年一月號)

二 フランス政府低利資金の意義と其の融通の方面

低利資金は言ふまでも無く低利貸付金 (avance à taux réduit) であつて、償還を受くべきものであるが、此處に問題とするフランス政府の低利資金は大部分、其の融通の機構上より見て、更に限定されたる意味を持つてゐるものである。即ちそれは一時的の貸付金ではなくして永続的或は常設的なる貸付金 (avance permanente) である。詳言すれば此の低利資金には特別の財源が充當せられ、毎年の貸付最低金額が豫定せられ、更に償還を受けたる金額は新貸付を行ふために用ひられるものである。(2) (低利資金が只だ若干年間融通せられるのみで、永続的とは言へない例外の場合もあるが、之れに就いては後述する)。兎に角右の如き永続的なる融通を行ふものであるから、フランス政府の低利資金融通制度に於ては、種々の方面に自治的機關が設られて、融通組織が相當複雑なるものとなつてゐる。

(2) E. Guoin, *Quelques Aspects du Capitalisme d'Etat: Les Avances à taux réduit*, 1935, P. 42

フランス政府が低利資金の融通を開始するに至つたのは、漸く前世紀の終りであるが、其の制度は特に歐州戦後に於て發達し最近に及んでゐる。今其の發達の原因に就いて述べるに先ち、最近迄融通の行はれてゐる方面を明かにして置くを便とする。其の方面を先づ、前述の永続的貸付の方面と其の例外の方面とに區別し、例外の方面に就いて最初に述べることとする。それは縣市町村の如き地方自治體への低利資金の融通である。

縣市町村への低利資金融通は一九二八年十二月卅一日及び一九三〇年四月十六日の法律に依つて行はれたものである。先づ一九二八年の法律は、諸縣をして市町村の道路改修並びに水道布設工事を補助せしめるために、一九二九年より一九三三年迄毎年一億法の割合で五億法の貸付をなすことを定めたが、一九三〇年の法律は更に同年より一九三三年迄毎年一億二千五百萬法の割合で五億法の貸付を行ふこととなつた。⁽³⁾ 之等の貸付金の條件は、後述する農業信用金庫の行ふ中期貸付の爲に融通せられる貸付金の條件と同一であるが、政府は此の貸付をなすために預金供託金庫より借入れるのであつて、其の借入條件は後述する廉價住宅への低利資金融通の場合の借入條件を規定せるものと同一の規定に従ふものである。⁽⁴⁾

右の如く縣市町村への低利資金融通は金額に於ても年限に於ても限られたるものであつて、フランス政府の低利資金融通制度に於ける例外的のものである。^(註一) 其の主要なる融通方面は寧ろ次に述べる諸方面に存する。

(3) F. Guionin, op. cit. P. 77; R. Dailey, *La Caisse des Dépôts et Consignation*, 1935, P. 161

(4) R. Dailey, op. cit. PP. 161—162

(註一) 然し、縣市町村は政府より直接に貸付を受ける之等の低利資金の外に、間接に政府の低利資金を、國立農業信用金庫より一定の目的(荒廢地の開拓、農村の電化等)の爲に借入れてゐる。(cf. E. Guionin, op. cit. PP. 84—85;

P.-B. Vigreux. *Les emprunts des collectivités locales*, *Revue d'Économie Politique*, 1934, P. 1234)

前述の縣市町村方面への低利資金融通を除けば、他の諸方面は之れを更に次の三方面に大別し得る。⁽⁵⁾

(一)相互的農業信用(Le crédit Agricole mutuel)、其の附屬諸團體並びに相互的漁業信用(Le crédit maritime mutuel)。

(二)産業組合(生産組合、消費組合の如き)、小商工業方面(相互保證組合、庶民銀行の如き)、職人組合に對する信用並びにホテル信用 (Le crédit hôtelier)。

(三)廉價住宅 (habitation à bon marché) に關する諸團體。

之等三方面の大別は、之等の諸團體の目的とするところが幾分異なることに基くもので、(一)及び(二)は經濟的利益を目的とするが、其中(一)は相互的農業信用の諸團體と、之れに類似の性質を持つ相互的漁業信用の諸團體とを加へたもので、兩者の形態及び組織は類似してゐるものである。(二)も經濟的利益を目的とするものであるが、殆んど商工業信用團體であり、之等に對して(三)は經濟的利益を主たる目的としないものであるから(一)及び(二)と區別したものである。然し之等三方面に對する低利資金の融通は、その凡てが「弱者に對する補助」(aide aux petits)、換言すれば貧困階級及び中流階級の人々に對する補助といふ共通の特徴を有するものである。⁽⁶⁾

(6) E. Guionin, op. cit. PP. 77-78

(7) Ibid. P. 77

三 低利資金融通制度發達の一般的原因

右の如き弱者への補助を低利資金の融通といふ形式に依つて行ふに至つたのは、約言すれば社會政策上の要求

より生れ出たものであることは、斯かる融通を社會的貸附 (*prêts sociaux*) と謂つてゐることより見ても明かであるが、其の發達を促すに至つた一般的原因を簡單に述べるならば、それは他の諸國に於ても見られるが如く、近世資本主義の發達に伴つて生ぜざる貧困階級の増加、中流階級の没落傾向であると言ふことが出来る。殊に都市の人口集中、商工業の發達が農村人口の減退、農村の疲弊を惹起し、一面には都市の中小商工業者が大企業の競争に壓迫せられるといふ傾向を防止するがために、之等の經濟上社會上の弱者に對して積極的な補助をなすに至つたものである。勿論フランスに於ける此の政府の積極的出動は他の諸國に比べて遅れてはゐるが、特にフランスは農民を始め中流階級が人口の大部分を占め、藝術的品質的な生産物を重んずる國であるが故に、其の社會的經濟的構造を維持する必要上、農漁業者、中小商工業者を保護し又一方には勞働者階級に衛生的なる住居を持たしめて慰安を與へることを顧慮するに至つたものである。而して最も早く低利資金の融通が行はれるに至つた方面は相互的農業信用と廉價住宅信用の二方面である。尤も之等の方面に於ても最初は政府の融通の程度及び範圍は狭小であつたが、時代の進むに従つて擴大せられ、それと共に融通の方面も前掲の諸方面に及ぶに至つたものであり、最初より統一的なる融通組織が出来上つてゐたものではない。従つて何れの方面に於ても多くの變遷があるが、之れに就て述べることは省略して次には最近迄に到達せる融通組織を見ることとする。

(7) cf. *Ibid.* pp. 51—52

(註二) 尙、諸種の社會的經濟學說の出現及び諸外國に於ける同種諸方面の施設の實例が、フランス政府當局者に刺戟を

與へたことを擧げなければならぬが、之等の點に就いては記述を省略する。

四 低利資金の受益者と其の協同組合

フランスに於ける低利資金融通制度が如何に組織せられてゐるかを見るに當り、先づ第一に低利資金の融通を受けて之れを利用する者即ち受益者 (Beneficiaire) が如何なる資格條件を具備せねばならぬかを、一々融通の諸方面に就いて個別的に見ることを省畧して、概括的に次に述べることにする。

受益者に課せられたる諸條件は、一般的に言へば次の三つの主なる考慮に據るものである。⁽⁸⁾ 即ち第一に政府の與へる信用は經濟的理由に基かずして、寧ろ社會的正義の理由に基くものであること、換言すればそれは「弱小なる者」及び「同情に値する人々」に與へられることである。第二に政府の與へる信用は部分的・制限的なる補助に過ぎないことである。第三には、多くの場合に、協同組合的特徴を保持する必要のあることである。

以上三つの考慮を更に説明すれば、第一に受益者は貧困階級或は中流階級に屬する者で、其の職業を營み或は其の生計を改善するに就いて必要とする資金を、他の方法を以ては見出し得ないと看られる者である。⁽⁸⁾ 然し又受益者は單に限られたる資力を持つといふことのみでも充分ではなく、尙道德上・社會上より見て同情に値する者であることを要する。⁽⁹⁾ (註三)

(8) E. Guionin, *Op. cit.* P. 102

フランス政府の低利資金融通制度と預金供託金庫

(9) Ibid. P. 105

(註三) 右の第一の考慮が拂はれてゐる受益者の資格條件に就いて若干の例を擧げる。相互的漁業信用に於ては受益者は、(一)自ら海洋漁業に従事する者と、(二)不可抗力に依つて自ら海洋漁業に従事し得ない者との二種に大別せられ得る。此中(一)は前述の「弱小なる者」に該當するが、其他の方面に於て之れに該當する例は、職人信用に於ては自らの労働に依つて収入を得る獨立の職人の如きもの。又庶民銀行の貸付金の受益者は、小人數の雇人を使用して自らも仕事をなすが如き中小商工業者の如きもの。更に廉價住宅に就いては小規模の家屋で間敷、面積、貸賃價格に制限あるが如きは之れである。次に(二)は前述の「同情に値する人々」に該當するが、相互的漁業信用以外の方面に於て之れに該當する例は、農業信用に於ては恩給受領者たる軍人及び文官の戦時遭難者が個人長期貸付に就いて恩惠利率を適用せられるが如き、又廉價住宅に關しては戦時恩給受領者及び労働災害遭難者が其の出資金を免除せられる場合があるが如きは之れである(cf. Ibid, Pp. 103—106)

第二の考慮としては低利資金の融通は右の如き種類の人々に對して行はれるとは言へ、受益者自身の努力を必要としない様な一種の救済ではないのであつて、受益者は自らの負擔に堪え得るものであることを要し、只だ其の負擔が政府の融通に依つて軽減せられるに過ぎないのである。従つて政府の貸付金は受益者自身の出資金に添(10)(註四)加せられる部分的・制限的の補助に過ぎないのである。更に此の政府の補助は部分的・制限的であるのみならず、

多くの場合に於て一時的のものである。之れは低利資金の分配を司る凡ての諸機關の採れる政策が、其の資金を出来るだけ多數の受益者に分配せんとするにあるがためである。其れ故に原則としては同一人が同一の目的に對

して數回貸付金を受けるが如きことは出來ないのである。⁽¹¹⁾

(10) Ibid, P. 106—107

(註四) 其の一例は廉價住宅に關して、不動産信用會社に依頼する借手は「抵當貸付の約定の際に、土地或は家屋の價格の五分の一を所有することを要する」と定められてゐるが如きものである。(Ibid, P. 107)

(11) Ibid, P. 107

最後に第三の考慮即ち受益者が協同組合的特徴を保持せねばならぬと言ふことは、受益者を團結せしめ、政府の貸付金を加へて出來た若干の資金を彼等の共同のものとして、信用の利便を其の凡ての者に受けさせることを教へるといふ趣旨である。それ故に政府の低利資金は、原則としては、個々の依頼者には與へられないで、法律に従つて構成されたる團體の從屬員に與へられるのである。従つて低利資金の融通を受くるがためには、大抵の場合協同組合形態の團體に加入せねばならぬ。⁽¹²⁾

(12) Ibid, P. 103—109

其の協同組合形態の團體とは、先づ相互的農業信用に就いては農業職業組合(syndicat professionnel agricole) 農業相互保險組合(société d'assurance mutuelle agricole)、農業協同組合(société coopérative agricole)を始め其他の農業關係の諸組合である。次に相互的漁業信用に就いては、漁業職業組合(syndicat professionnel maritime)、漁業協同組合(société cooperative maritime)、農業相互保險組合(société d'assurance mutuelle maritime)及び漁業勞資協議組合(prud'homme de pêche)の如きものである。更に商工業の方面に於ては、

労働者生産組合 (société ouvrière de production)、労働者消費組合 (société ouvrière de consommation)、職人協同組合 (société coopérative d'artisan)、相互保證組合 (société de caution mutuelle) の如きもの、最後に廉價住宅の方面に於ては、廉價住宅組合 (société d'habitation à bon marché) の如きものである。

右の如く大體何れの方面に於ても協同組合形態の團體が設られ受益者が之れに加入するが、之等の團體は、低利資金融通組織上に於ては謂はゞ第一次的團體 (groupement primaire) である。而して其上に政府の低利資金を之等の第一次的團體に逡達することを任務とする團體が存在する。之れを經由團體 (groupement intermédiaire) と言ふならば、更に其上には政府の低利資金の分配を司り、それ／＼の方面に於て統一的政策を樹て、之れを施行する中央機關 (organisme centrale) が存在する。次に先づ經由團體に就いて述べる。

五 經由團體

經由團體は方面に依つて組織の複雑なるものと簡單なるものがあるが、其中最も完備せる組織を有するのは相互的農業信用と相互的漁業信用の方面である。⁽¹³⁾ 相互的農業信用に就いては、前掲の農業職業組合、農業相互保險組合、農業協同組合其他の組合が、地區金庫 (caisse locale) を組織する。此の地區金庫には右各種組合の加入者も亦加入し得る。更に或る區域内の地區金庫は相集つて上級の地方金庫 (caisse régionale) を組織する。後者の主なる仕事は、前者に對して其の預金を受入れ或は手形の再割引を行ふこと及び政府の貸付金を送達することである。^(註五)

(13) E. Guoinn, op. cit. P. 110

(註五) フランスの相互的農業信用の組織は、前述の第一次的團體と此の地區金庫及び地方金庫、更に上級の中央機關たる國立農業信用金庫とを以つて、所謂四段制を成してゐる。此の相互的農業信用の諸團體及諸機關の性質、組織、權限等に就いては、小平權「農業金融論」(前編第二章第五)及び本位田祥男「歐洲に於ける農村協同組合」(第五章)に於て詳述せられてゐる。尙、フランスには三千の郡があるに對して相互的農業信用の地區金庫は六千二百存在する。

又、地方金庫は一九三四年に於て九十八存在する。(M. Gregory, Le Crédit Agricole en France, 1935. P. 27)

次に相互的農業信用に就いては凡ゆる點に於て相互的農業信用と類似して居り、前掲の漁業職業組合、漁業協同組合、漁業相互保險組合、或は漁業勞資協議組合に依つて、地區金庫が組織せられる。

右の相互的農業信用及び相互的漁業信用以外の方面に於ては、右の如き二重の經由團體の存在はそれ程明瞭ではない。例へば労働者消費組合、労働者生産組合に就いては經由團體が無くてもよく、政府の貸付金は或は主務大臣の認可したる組合聯合會(Union)を經由して、或は又直接に交附せられる。又場合に依つては労働者生産組合の組織せる協同銀行(Banque cooperative)が介在する。更に相互保證組合は銀行的業務を営み得ないために低利資金の經由團體とはならない。反之庶民銀行は中小商工業者に融通するために政府の補助を受ける。

職人信用の方面に於ては、前述の労働者生産組合或は労働者消費組合の場合の如く、職人協同組合が聯合會を組織して労働大臣の認可を受けると經由團體となる。或は庶民銀行が職人協同組合聯合會の推薦したる個々の小職人に政府の貸付金を交付する。

最後に廉價住宅の方面に於ても受益者の組織する第一次的團體及び經由團體が明確となつてゐない。家屋の建設及び整備を其の仕事とする廉價住宅組合は政府の貸付金をば、或は直接に或は又不動産信用會社 (Société de Crédit Immobilier) を經由して受取る。亦、不動産信用會社も、自ら廉價住宅を建設し整備せんとする個人に政府の貸付金を交附する。

フランス政府の低利資金融通組織上の經由團體は右の如く方面に依つて複雑なるものと單純なるものがあるが、之等の經由團體は何れも類似の性質を持ち、既述の第一次的團體と同様に協同組合的形態といふ共通の型に基いて作られてゐる。従つて凡てが、其の設立の際に或は其の機能を營む間に、同一又は類似の法規に支配せられることに成る。⁽¹⁴⁾ (未完)

(14) Ibid, Pp. 111—112